

## 災害復旧工事等に係る特例措置について

令和 5 年 8 月 18 日

令和 3 年 4 月 1 日より適用していた、災害復旧工事等に係る特例措置の恒久化について、次のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。

〈今後の災害復旧工事等において恒久化する特例措置〉

- 専任の主任技術者の兼務緩和については下記のとおりとする。  
次の全ての要件を満たす場合は、2 件（諸経費調整対象工事は、複数件であっても 1 件とする。）まで兼務を認める。
  - 兼務する工事に災害復旧工事等が含まれていること。
  - 兼務する工事の工事現場が鏡野町内（県工事は美作県民局津山地域（旧津山地方振興局管内））であること。
  - 工事の施工にあたり相互に調整を要するものであること（原則として同一工種とする。）。
  - 町発注工事以外の公共工事を兼務する場合は、当該発注機関の承諾を得ていること。
- 現場代理人の兼務拡大については下記のとおりとする。
  - 鏡野町内（県工事は美作県民局津山地域（旧津山地方振興局管内））の工事、3 件（災害復旧工事等は件数を制限しない）までとする。
  - 兼務をする工事の当初請負代金の合計は **4,000 万円**（建築一式工事は **8,000 万円**）未満、災害復旧工事等が含まれる場合は、1.5 億円（建築一式工事も同額）未満とする。
  - 通常の工事を含め、現場代理人が他の工事の主任技術者を兼務できる。
- 工事着手までの準備期間の延長については下記のとおりとする。  
工事着手までの準備期間は、岡山県土木工事共通仕様書（「第 1 編 共通編」の「1-1-1-8 工事着手」）により、受注者は、契約書に定める工事開始日から請負金額に応じて 15 日から 30 日までの期間以内に工事に着手することとしているが、人員、資機材等の効率的な運用に資するため、災害復旧工事等に限り、工事着手までの期間を一律 60 日まで延長し、**請負金額に応じて所定の工期を加えることができるものとする。**

請負金額	工事着手までの準備期間		追加する工期の日数
	現行	延長後	
1,000 万円未満	15 日以内	60 日以内	45 日以内
1,000 万円以上 5,000 万円未満	20 日以内		40 日以内
5,000 万円以上	30 日以内		30 日以内